

大阪市民病院機構低入札価格調査制度運用要領

制定 平成 26 年 10 月 1 日

最近改正 令和元年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、契約の適正な履行の確保を図るため、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という）の入札におけるによる低入札価格調査制度について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 条 本法人が実施する工事請負及び業務委託契約に係る入札のうち、必要があると認められる案件について適用する。

(定義)

第 3 条 この要領における予定価格の用語の意義は、大阪市民病院機構契約規程に基づく予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額とする。

(調査基準価格)

第 4 条 会計規程第 41 条第 3 項に規定する契約相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合の調査の基準は、その者の申込みに係る価格が第 5 条に規定する額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(設定の基準)

第 5 条 工事請負契約における調査基準価格は予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その金額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

- 2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる場合は、契約ごとに予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約担当者の定める割合を乗じて得た額とする。

第 6 条 業務委託契約における調査基準価格は次の範囲内で設定する。

- (1) 工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出しているものについては、第 5 条に準ずる算定方法による。ただし、同条中の「直接工事費」は「直接業務費」とする。
- (2) 物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものについては、予定価格の 10 分の 6.6 を乗じて得た額とする。
- (3) 前年度実績、業者見積りにより予定価格を算出するなど、前 2 号以外の方法によるものについては個別対応とする。

(端数処理)

第 7 条 調査基準価格を算定する際の端数については、調査基準価格が十万円以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合には、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

(入札参加業者への周知)

第 8 条 本制度が適用される工事請負及び業務委託の入札に際しては、入札公告及び指名通知書において、本制度が採用される旨を入札参加業者に通知する。

(入札の執行)

第 9 条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

- 2 総合評価入札制度を導入した入札については、総合評価による評価点の決定後、低入札価格調査を必要とする場合は調査審査を行い、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(根拠資料)

第 10 条 調査基準価格を下回る入札者に対して、入札説明書に定める低入札価格調査根拠資料（以下「根拠資料」という。）の提出を求める。この根拠資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、本法人から根拠資料の補足等を求めた場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第 11 条 工事請負契約については、入札担当課、契約請求課と共同で以下の調査を行う。

- ・当該価格で入札した理由
- ・入札価格の工事費内訳書
- ・下請負契約の予定
- ・契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- ・契約対象工事関連の手持工事の状況
- ・手持資材の状況
- ・手持機械数の状況
- ・労働者の具体的供給見通し
- ・過去に施工した公共工事等の名称及び発注者
- ・経営状況
- ・信用状態（賃金不払い、下請代金の支払遅延状況等）
- ・その他必要な事項

第 12 条 業務委託契約については、入札担当課、契約請求課と共同で以下の調査を行う。

- ・当該価格で入札した理由
- ・入札価格の積算内訳書
- ・作業予定者の資格及び作業予定者の具体的な採用見通し
- ・資機材の購入予定及び保有状況
- ・現在契約している同種業務の状況
- ・過去に契約し履行を完了した同種業務の状況
- ・経営状況
- ・信用状態
- ・その他必要な事項

(調査における最低価格入札者を落札者としない判断基準)

第 13 条 第 11 条の規定する調査において、最低価格入札者を落札者としない判断基準は次のとおりとする。

- (1) 根拠資料に不備又は記入漏れがあり、調査を行うことができない場合
- (2) 事情聴取等の調査に協力しない場合
- (3) 設計図書の仕様等に適合しない場合
- (4) 工事費内訳明細書の積算根拠が適正でない場合（下請等の見積りが反映されていない場合等）
- (5) 労務単価が地域別最低賃金を下回っていることが判明した場合
- (6) 工事費内訳書及び内訳明細書に整合性がない場合

- (7) 建設副産物の処理において、搬出先が明確にされない場合、搬出先に産業廃棄物処分業許可証がない場合又は収集運搬者に産業廃棄物収集運搬業許可証がない場合
- (8) 専任の監理技術者又は主任技術者の配置が義務付けられる工事で、配置予定技術者の資格及び雇用関係が確認できない場合第14条第12条に規定する調査において、最低価格入札者を落札者としない判断基準は次のとおりとする。
 - (い) 根拠資料に不備又は記入漏れがあり、調査を行うことができない場合
 - (ろ) 事情聴取等の調査に協力しない場合

(調査の結果適合した履行がされると認められた場合の措置)

第14条 理事長は調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。

(調査の結果適合した履行がなされないと認められた場合の措置)

第15条 理事長は調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないと認められたとき、又その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認めるときは、最低入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第11条以降と同様の手続きによる。

(落札者に対する取扱い)

第16条 第14条の規定による工事請負落札者に対しては、契約締結に際して、次のとおりの措置を行うこととする。

- (1) 専任の監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置が義務付けられている工事において、入札者（共同企業体の場合は、代表者を含む構成員）が、以下のいずれかの要件に該当する場合には、専任の監理技術者等とは別に、入札説明書等に定める参加資格（共同企業体の場合は、代表者の参加資格）と同一の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することを義務付けることとし、配置予定技術者調書を1名分追加し、提出すること。なお、共同企業体において該当する場合は、代表者を含むどの構成員からも選出することができる。

① 前年度の12月31日以前の2年間に竣工した大阪市発注工事において、65

点未満の工事成績評定を通知された場合

- ② 当該年の前年及び前々年に竣工した本法人発注工事に関して、工事請負契約書に基づく損害賠償を請求された場合
- ③ 当該年の前年及び前々年に大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱別表1～4、8～12各号のいずれかに該当する参加停止期間が含まれる場合

(契約後の取扱い)

第17条 工事の施工にあたっては、監視、監督、検査体制を強化することとし、工事施工担当課において次のとおりの措置を行うこととする。

- (1) 監督職員は、調査で提出させた資料等及び調査記録を引き継ぎ、施工体制台帳及び施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、記載内容が低入札価格調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。(下請業者に対する項目についても確認すること)
- (2) 特に施工体制の確認や配置技術者等の専任把握のため、点検を徹底するほか、隨時点検を実施する。

(調査への協力)

第18条 根拠資料に虚偽記載が判明した場合や調査に協力しない場合は、停止措置を行うことができる。

(制度の手続き)

第19条 別紙のとおり

(その他)

第20条 この要領に定めのない事項又はこの要領により難い事項については、理事長が別に定める。

附 則 この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の要領は、令和元年10月1日以降に開札を行う案件について適用し、同日前に開札を行った案件については、なお、従前の例による。